

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から52年3月まで

申立期間については、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

当初、妻についても、申立期間の保険料が未納とされていたが、第三者委員会に申し立てたところ、記録訂正が認められた。

私も妻と一緒に国民年金保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金制度発足時の昭和36年4月から60歳に到達するまでの間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、「私の国民年金保険料は、妻の保険料と一緒に妻が集金人に納付していた。」と供述しているところ、オンライン記録、A市町村保管の国民年金被保険者名簿及び検認カードによると、昭和37年10月以降の国民年金保険料は、おおむね夫婦同日に納付していることが確認できることから、申立人の申立期間に係る保険料も、妻の保険料と一緒に納付されていたと考えても不自然ではない。

さらに、本件申立てに先立って、申立人の妻から、当委員会に対し、「昭和36年5月から37年3月までの期間及び51年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料を集金人に納付した。」旨の記録確認の申立てが行われているところ、51年10月から52年3月までの期間については、申立期間は6か月と短期間であり、37年4月以降申立期間を除き未納期間は無く、50年1月

以降付加保険料を含めて納付していることから納付意識が高かったものと推認される等から、平成 22 年 3 月 3 日付けで納付記録を訂正することが必要であるとのあっせんが行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金 事案 614 (事案 119 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月
② 昭和43年10月から44年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、知人である近所の集金人が集金に来てくれていたので納付していた。申立期間が未納になっているのは納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、ii) 申立人は、申立期間について、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年3月に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) 申立人の国民年金への加入手続及び申立期間に係る納付状況についての記憶はあいまいであり、有力な証言も得られないことから、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成20年6月25日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

しかしながら、前回の申立ての際、A市町村(現在は、B市町村)が確認できないと回答していた申立人の両親に係る国民年金加入記録について、今回の申立てを踏まえ、前回の申立て後に当委員会に設置された年金記録確認用の端末装置を用いてオンライン記録を再調査したところ、両親に係る国民年金加入

記録が新たに判明し、両親は、申立期間①及び②を含む国民年金加入期間における国民年金保険料を完納していることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和46年3月ごろにおいても、申立人及びその両親の自宅に集金人が保険料の集金に来ていたことがうかがえる。

また、A市町村保管の申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立人の申立期間②直後の昭和44年4月から47年3月までの保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されてすぐの46年7月から、ほぼ毎月過年度納付されていることが確認できることから、当時、同市町村では集金人が過年度保険料を取り扱っていたものと推認される上、申立人の供述から、当時、申立人及びその両親の自宅に集金に来ていた集金人は、保険料の納付勧奨に熱心であった状況がうかがえることを踏まえると、申立人が国民年金の加入手続を行った46年3月ごろの直後に、当時、過年度納付が可能であった申立期間②の保険料を集金人に納付していたものと考えて不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年3月時点で、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年10月1日まで

私は、平成元年2月から7年7月までの期間、Aホテル内のレストランで調理師として勤務し、その本社であったB社から給料が支給され、厚生年金保険料も控除されていた。給与支給明細書を確認したところ、勤務期間のうち、5年10月から6年9月までの間の厚生年金保険料控除額は、標準報酬月額22万円に相当する額であるが、ねんきん定期便では標準報酬月額が20万円と記録されているので、申立期間の標準報酬月額を実際の厚生年金保険料控除額に見合った額(22万円)に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(22万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の元事業主は、不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から7年3月まで

私は、20歳になった昭和63年*月から国民年金に加入し、現在まで国民年金保険料を納付してきた。平成3年に結婚してからは、妻の保険料と共に7年3月まで現金で納付し、同年4月から金融機関の自動引落で納付したのに、申立期間が未納期間となっている。申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人が20歳に到達した昭和63年*月から同年9月までの国民年金保険料については、同年2月から同年9月にかけて、毎月現年度納付されているが、同年10月から平成5年5月までの保険料については、2年8月から7年3月にかけて、22か月遅れて毎月過年度納付されており、7年4月からの保険料については、同年4月以降、毎月口座振替により現年度納付されていることが確認できる。

これらの納付記録からみると、申立人は、平成2年8月以降、毎月欠かさず国民年金保険料を納付しているものの、当該保険料は22か月遅れの過年度分である上、口座振替による保険料納付が行われた7年4月以降、過年度保険料を一括納付したとの主張は行っておらず、このほか、申立期間の保険料を過年度納付した形跡は認められない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、オンライン記録によると、申立人の妻についても、平成3年4月から6年12月までの国民年金保険料については、3年7月から7年3月にかけて、

3か月遅れて毎月納付されているものの、7年4月からの保険料については、申立人と同じく、毎月口座振替により納付されているため、同年1月から同年3月までの保険料については未納となっていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月及び同年5月

申立期間当時、会社を同じ月に退職した同僚から、国民年金の加入の話聞いたため、社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行った。どのように手続を行い、保険料を納付したかは覚えていないが、納付したのは間違いないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市町村の記録によると、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは平成15年8月1日であることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間に該当し、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、B協会の記録によると、申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者の資格喪失日である平成9年4月1日付けで、健康保険の任意継続被保険者資格を取得し、同年4月18日に同年4月分の健康保険料（1万3,940円）が収納されていることが確認できることから、健康保険の任意継続被保険者資格を取得するためには、被保険者の住所地を管轄する社会保険事務所で加入手続を行う必要があることを踏まえると、申立人は、申立期間当時、社会保険事務所に向いたことはうかがえるが、当時、社会保険事務所において国民年金の加入手続を行った場合、制度上、その場で現年度保険料を納付することはできず、後日、市町村役場から納付書が送付される仕組みとなっていたことから、「その場で国民年金保険料を納付した。」との申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況についての記憶が明確でないと供述していることに加え、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）

は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの期間及び41年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年3月まで
② 昭和41年4月から42年3月まで

国民年金の記録照会をしたところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっているとの回答を受けた。

しかし、国民年金に加入した当初から地元の徴収員が国民年金保険料の集金に来てくれ、亡くなった妻が夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。

平成19年7月に第三者委員会に対し、年金記録に係る確認申立てを行い、審議の結果、申立期間当時、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付していたと推測できるような資料や証言も得られないことから、現状ではあっせんは難しいと委員会から連絡を受けた。このため、同年12月に取り下げたが、21年11月末の新聞記事で年金記録回復の新基準ができたことを知り、申立期間が未納と記録されていることにどうしても納得できないので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

本事案については、前回の申立期間に係る申立てにおいて、申立期間当時、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の妻も申立期間は未納となっていること等から、当委員会で年金記録の訂正が必要とまでは言えないと判断され、申立人が申立てを取り下げたものである。

今回の申立てにおいて、申立人が申し立てている年金記録回復の新基準は、平成21年12月25日から適用された年金事務所段階における記録回復基準のこ

とを示唆しているものと推測されるが、当該基準によると、本申立てが該当する「申立期間が2年以内の場合」の記録回復基準は、i) 申立期間が一つである、ii) 申立期間の前後が国民年金保険料の納付済期間である、iii) 申立期間以外に未納期間がない、iv) 申立期間中に配偶者又は同居親族が納付済みであるのいずれの要件にも該当することが条件とされているところ、申立人の場合、申立期間が二つあり、また、申立人の妻も申立人と同一の期間保険料が未納となっていることから、上記記録回復基準には該当しない。

また、上記記録回復基準については、申立人自身が保険料の納付を行っていない場合は除くとされているところ、申立人は、申立期間①及び②の保険料は妻が納付していた旨供述しており、納付に関与していないことに加え、保険料を納付していたとされる申立人の妻は死亡していることから、申立期間当時の保険料納付について供述が得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 9 月 30 日まで
私が、昭和 39 年に A 社（現在は、B 社）に入社して以来、退職するまでの間に給与が減額した記憶は無い。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、昭和 46 年 11 月に 9 万 8,000 円であった標準報酬月額が、47 年 4 月から同年 9 月までの期間が 6 万 4,000 円に、同年 10 月から 48 年 9 月までの期間が 7 万 2,000 円に下がっているため、申立期間における標準報酬月額記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A 社発行の昭和 47 年 12 月分給与計算書の写し及び「市民税府民税特別徴収税額の納税者への通知書」（昭和 48 年度及び 49 年度）の写しから、申立人は、申立期間において、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、複数の同僚は、「標準報酬月額が下がったのは、昭和 47 年に A 社の賞与の支給回数が 4 回から 2 回に変わったためだと思う。」と供述しているところ、当時、賞与については、厚生年金保険法第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号において「年 4 回以上の賞与は報酬に含め、4 回未満の賞与は報酬に含めず保険料賦課の対象とされない。」と規定されていたことから、同社の年間賞与支給回数の変更に伴い、申立人の申立期間に係る標準報酬月額も引き下げられたと考えるのが相当である。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同時に申立人以外のおぼすすべての被保険者の標準報酬月額も引き下げられていることが確認できる。

加えて、企業年金連合会が保管している A 厚生年金基金に係る標準報酬月額の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が社会保険事務所の記録と同じであることが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。